

保护并有效利用个人信息 / 個人情報、大切に守って活用しよう

～围绕个人信息保护法的种种情形～

从今年4月起,个人信息保护法开始全面付诸实施。伴随着这一法令的启动,也许大家已经收到了来自五花八门的公司及团体的、有关个人信息处理方针的各种通知及文件。我们中国归国者支援・交流中心也在上一期里,就个人信息的有关方针,向大家发出了简单的通知。

只是,话说回来,个人信息到底指的是什么呢?想必有的读者一定带着这样的疑问。因此,我们在本期,就围绕个人信息的种种情形,给大家做一些介绍。并且,我们还将就上一期里简单提及的、本中心的方针,再进行一次说明与讲解,敬请各位垂读。

所谓个人信息,本来是指接受各种公共服务所必要的东西。我们希望大家能够借此机会,对个人信息的重要性有一个深入的认识和理解,并且在确保您个人信息安全的基础上,对其进行有效的利用。



～個人情報保護法を巡るあれこれ～

この4月から、個人情報保護法が全面施行されました。これに伴って、皆様のご自宅にも様々な会社や団体から、個人情報の取扱い方針についての通知文書が届いてくるかもしれません。中国帰国者支援・交流センターからも前号で個人情報に関わる方針について簡単にお知らせしました。

しかし、そもそも個人情報って何を指すの?という疑問をお持ちの方もいらっしゃるでしょう。そこで、今号では、個人情報を巡るあれこれについてご紹介したいと思います。併せて、前号で簡単に触れた、当センターの方針についても改めてご説明しますのでご一読ください。

個人情報は本来、様々な公的サービスなどを受ける上で必要なものです。これを機に、皆さんも個人情報の大切さについて認識を深められ、ご自分の個人情報をきちんと保護し、上手に活用されることを願っています。

有关个人情报保护法的问与答

こじんじょうほうほごほうきゅーあんどえー
個人情報保護法 Q & A

首先，让我们先对“个人情报”这个概念做一下整理。请阅读以下内容。

问：大家说的个人情报指的是什么？

所谓个人情报，是指“可以对个人进行断定的信息・情报”。那么，可以对个人进行断定的信息・情报，都用在什么地方，比方说，您收到从地方政府寄来的各种邮件，通知您可以接受行政方面的公共服务，可是这些信息・情报一旦从地方政府泄漏出去，您就会收到一些来自商业公司的、令人生厌的DM（商业广告），或是接到一些诱劝性质的电话。也就是说，个人情报的处理，象是一把双刃剑，需要十分的小心和谨慎。

具体地说，什么样的东西算是个人情报呢？比如，某个电话号码，单独地看，它充其量不过是排列在一起的一串数字而已，因为不知道它是谁家的电话号码，因此，它无法成为个人情报。但，即使一项情报不足以断定某个人，可如果是很容易与其它情报进行对照，并且因此断定出某个人的话，那么这一项情报就成了个人情报。例如，通过某一渠道，查到了上面所说的电话号码是某一家的场合，这两项情报便相合成为个人情报了。

那么，个人的姓名又怎样呢？要是有人知道了另一个人的名字，比如“田中一郎”，但光凭一个田中一郎的话，无法知道那个人是住在什么地方的田中。换句话说，单独情况下的姓名，一般不属于个人情报。但，一旦掌握了姓什么叫什么的某个人，其所属是某地的某个团体，那么同样这两项情报便相合成为个人情报了。

再来看看电子邮件的邮址（请参照6～7页的网络用语词典②），如果它只是一串没有价值的数字与罗马字的组合，那么它就不能说是个人情报；但是，如果@

まずは、個人情報という概念自体の整理から始めましょう。以下をご覧ください。

Q.個人情報って何のこと？

個人情報とは、“個人を特定できる情報”のことです。個人を特定できる情報は何に使われるかといえば、例えば、市町村役場からの各種の通知が郵便で届いて行政上のサービスが受けられるといった例が挙げられますね。

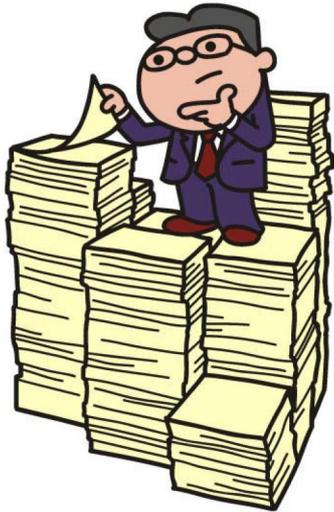
しかし、それらの情報も市町村役場の外に漏れれば、業者から不愉快なDM(=ダイレクトメール)が届いたり、電話で勧誘されたりすることにもなる訳です。つまり、個人情報は取り扱いに注意を要する両刃の剣だということですね。

こういった事柄が個人情報を具体的に言うとき、例えば、電話番号は番号単独では数字の並びに過ぎず、誰の家の番号かはわかりませんから個人情報とは言えません。しかし、一種類の情報だけでは個人を特定できなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより個人を特定できるのであれば、それも個人情報となります。例えば、何らかのルートでその電話番号がある家のものとわかった場合は、二つの情報がセットで個人情報となるということなのです。

氏名はどうでしょう。誰かが別の誰かの氏名、例えば「田中一郎」という情報を得たとしても、それだけではその人がどこの田中さん

(花 a) 前面用的是人名、而@的后面是公司名的话，就可以断定出那是〇〇公司的××先生/女士，因此这个邮址就可以被看成是个人情报了。

即使不属于个人情报范畴内的东西，但是如果将其与个人情报相结合，就会产生被用于不良目的、或是造成社会歧视等人权侵害危险性的那些信息・情报，被称为“微妙性情报”。有关个人思想・信条及宗教信仰的各种物事及人种、民族、病例等，有时有着成为“微妙性情报”的危险性。举一个对大家来说比较切身的例子吧，各位是中国归国者这一事实，有时也会成为“微妙性情报”(当然它也可能有利于找工作等，起到好的作用)，对于跨越日中两个国家的犯罪团伙来说，这可能成为非常重要的、供其寻找犯罪机会的材料。



问：个人情报保护法，它的目的是什么？它对于什么、采取什么保护办法？

虽然说是为了避免您的个人隐私及人权受到侵犯、或是将那些令人生厌的情报拒之于门外，在处理个人情报时需要十分谨慎和小心，但是迄今为止，对于一般工商业者的个人情报处理事宜，没有一个明文规定。

なのかを知^しることはできません。つまり、氏名も単独では一般的には個人情報ではないわけです。しかし、ある氏名の持ち主がどこかの団体に属^{ぞく}することがわかっていた場合は、やはりその二つの情報がセットで個人情報となるわけですね。

電子メールのアドレス(6～7頁のネット用語辞典②をご参^{さん}照^{しょう}下^{くだ}さい)の場合、無意味な数字とローマ字の組み合わせなら個人情報とは言えません。しかし、もし@の前に氏名が使われていて、@の後ろが会社名であったりすれば、〇〇社の××さんと特定できますから、個人情報とみなされます。

個人情報そのものではなくても個人情報と組み合わせると、悪用されたり社会的差別などの人権侵害を受けたりするおそれのある情報を“機微情報”と言います。思想・信条や宗教に関する事柄や人種、民族、病歴などが、場合によっては“機微情報”となるおそれがあるわけです。皆さんに身近な例で言えば、皆さんが中国帰国者であるという事実も場合によっては“機微情報”になり得ます(もちろん職探しに有利になったりプラスに働く場合もあります)。また、日中を股に掛ける犯罪者集団にとっては大変貴重な犯罪のネタになり得ます。

Q.個人情報保護法って、何のために何をどうするの？

プライバシーや人権が侵害されたり、不快な情報を受け取ったりするのを防ぐために、個人情報の取り扱いには注意が必要ですが、一般の業者の個人情報の取り扱いについ

此次全面实施的个人情报保护法，大约向 5000 个掌握着个人情报的公司及团体等，作出了对于所获个人情报，要写明使用目的、其外禁止使用；不经过本人同意，不得将情报提供给第三者等各项规定，它要求对个人情报进行正确处理，对于违反者将予以惩处。

※ 个人情报保护法的法定保护对象，仅限于活着的个人。换句话说，已经死亡的人，不属于被保护的對象。但是，(財)中国残留孤儿援护基金(所说的本部事務局、中国帰国者定居促進中心及本中心。以下相同)的章程规定，死者的个人情报也属于被保护对象。



问：只有这项法律是保护个人情报的吗？

事实上，保护个人情报的相关法律不止是这一项。比如，有关地方政府的工作人员对于居民个人情报的保护义务，已经在《有关保护行政机关所获个人情报的法律》及《地方公务员法》等法律当中，作出了规定。

可以说，个人情报保护法的关键在于，它对于无论是营利还是非营利性的一般企业・事业单位的个人情报处理，制定出了一定的基准及惩处条例。

另外，对于“微妙性情报”，虽然个人情报保护法没有做出规定，但在保护法以前的各项法律中，它已被看成是应该得当处理的对象。

てはこれまで規制がありませんでした。

今回、全面施行された個人情報保護法では、概ね 5000 件以上の個人情報を取り扱う会社や団体などに、入手した個人情報について、使用目的を明示する、それ以外の目的に使用しない、本人に無断で第三者に提供しないなど、正しく取り扱うことを要求し、違反者は罰せられます。

※個人情報保護法では、保護の対象は生存する個人に限られています。つまり既に亡くなった人については保護の対象にならないわけです。ただし、(財)中国残留孤儿援护基金(本部事務局、中国帰国者定居促進センター及び当センターをいう。以下同じ)の規程では、死亡者の個人情報についても保護の対象としています。

Q.この法律だけが個人情報を守る法？

実は、個人情報の保護に関連した法律はこの法律だけではありません。例えば、市町村役場の職員が住民の個人情報を守る義務については、既に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」や「地方公務員法」などによって規定されています。

個人情報保護法のポイントは営利・非営利を問わず一般の事業者の個人情報の取り扱いに一定の基準と罰則を設けたことにあると言えるでしょう。

なお、「機微情報」は個人情報保護法には規定がありませんが、保护法以前の各種の法律で適正に取り扱われるべきものとされています。

問：支援・交流センターの個人情報保護情形如何？

正如上一期所刊登的通知内容那样，本中心对于大家向我们提供的信息・情报，仅用于以下目的，除此以外决不使用：

- ・ 用于本中心日语学习课程的学习登记（近畿中心所实施的远距离学习课程“家庭助理员科”的学习登记，是例外的在本中心登记，然后提供给近畿中心的）
 - ・ 用于本中心远距离（远程）学习课程面授辅导的实施与运营（有时亦向地方政府等实施面授辅导的相关机构提供有关课程学习的信息）
 - ・ 用于（財）中国残留孤儿援护基金面向归国者所实施的事业提供相关信息
- 另外，近畿・九州两中心所获得的有关信息・情报，均与首都圏中心共享。

※ 本中心，为了严防这些个人情报的外泄，我们在处理和保管等环节上，皆十分小心和谨慎。

您若对以上使用目的持有异议、或是对于本中心的个人情报处理有任何疑问，敬请通过下述方式，与本中心（电话：03-5807-3171、电子邮箱：info@sien-center.or.jp）联系。



Q. 支援・交流センターの個人情報保護の取り組みは？

すでに前号でお知らせしたように当センターでは皆さんから寄せられた情報は、以下の目的に利用し、目的外の利用は行いません。

- ・ 当センターの日本語学習課程の受講登録（近畿センターにおいて実施している遠隔学習課程「ホームヘルパーコース」の受講登録は、例外的に当センターで行っていることから、当該情報に限り、近畿センターに提供します）
 - ・ 当センターの遠隔学習課程のスクリーニング実施、運営（自治体などスクリーニング実施関係機関へコース受講に関する情報を提供する場合があります）
 - ・ （財）中国残留孤儿援护基金が行う帰国者のための事業に関する情報提供
- なお、近畿・九州センターがそれぞれ取得した情報は、当センターと共同利用します。

※ 当センターでは、個人情報^{がいふ}が外部に漏れることのないように、その取り扱いと保管^{ほかん}には細心の注意をはらっています。

以上の利用目的に同意されない方、また、当センターの個人情報の取り扱いについて質問のある方は、当センター（電話：03-5807-3171、電子メール：info@sien-center.or.jp）までご連絡^{れんらく}ください。